

21

産業廃棄物処理計画書

令和 4年 6月 1日

宮崎県知事 殿



提出者

住 所 宮崎市大字小松字下川原1158番地の11

氏 名 三桜電気工業株式会社

代表取締役社長 大野 信介

電話番号 0985-47-4077

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

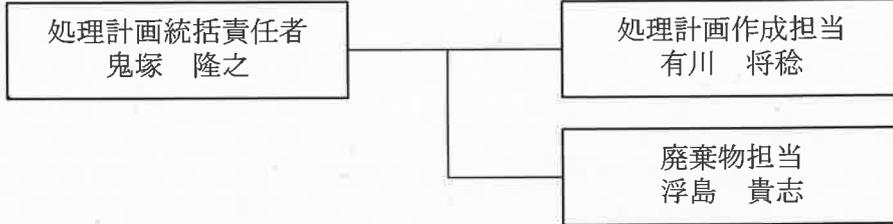
事業場の名称	三桜電気工業(株) 日向幹線新設工事(2工区) 他
事業場の所在地	延岡市野田1丁目6番の1 他
計画期間	令和4年 4月 1日 ~ 令和5年 3月 31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	電気業
②事業の規模	元請完成工事高(前年度実績概算) 2,300,000,000円
③従業員数	80名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がれき類→中間処理委託(破碎)→再資源化(再生クラッシャーラン, 再生アスコン, 再生骨材, 再生路盤材) →最終処分委託(管理型、安定型埋立)</li> <li>・金属くず→中間処理委託(破碎, 選別)→再資源化(製鋼原料) →最終処分委託(管理型、安定型埋立)</li> <li>・廃プラスチック類→中間処理委託(破碎)→再資源化(燃料, セメント材)</li> <li>・木くず→中間処理委託(破碎)→再資源化(燃料チップ) →最終処分委託(管理型、安定型埋立)</li> <li>・ガラスくず・コンクリート及び陶磁器くず→中間処理委託(破碎)→再資源化(再生路盤材) →最終処分委託(管理型、安定型埋立)</li> <li>・紙くず→中間処理委託(選別, 圧縮)→再資源化(再生紙)</li> <li>・建設混合廃棄物→中間処理委託(破碎)→再資源化(再生路盤材)</li> </ul>

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	がれき類	金属くず	廃プラスチック類	木くず	ガラス・コンクリート陶磁器くず	紙くず	建設混合廃棄物	
	排出量	1571.6 t	1.95 t	20.04 t	126.41 t	21.8 t	2.36 t	6.37 t	t
(これまでに実施した取組)									
<ul style="list-style-type: none"><li>・地主と交渉し、数ヶ所の工事用道路について残置の承諾を得た。</li><li>・道路復旧工及び補修工において、打換箇所を再調査しオーバーレイへの変更をした。</li></ul>									
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	がれき類	金属くず	廃プラスチック類	木くず	ガラス・コンクリート陶磁器くず	紙くず	建設系混合廃棄物	
	排出量	600 t	1 t	16 t	110 t	20 t	1 t	2 t	t
(今後実施する予定の取組)									
<ul style="list-style-type: none"><li>・復旧工事量が減少するため、概算数量が昨年より減る予定である。</li><li>・昨年同様、道路復旧工及び補修工において、打換予定箇所を再調査しオーバーレイへの変更を検討する。</li><li>・昨年同様、地主と工事用道路の残置について交渉する。</li></ul>									

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"><li>・各工事箇所において廃棄物毎にコンテナで分別またはカラーコーンバーで区画を行い、ステッカーで明示し混同しないようにした。また担当者による巡回点検をし、分別状況は良好であった。</li></ul>
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"><li>・昨年同様に分別を徹底するとともに、保管・分別状況を各工事現場毎に担当者が巡回点検する。不備がある場合は改善するよう再指導する。</li></ul>

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	—	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t	— t
	(これまでに実施した取組)			
—				
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	—	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)			
—				

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	—	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t	— t
(これまでに実施した取組)				
—				
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	—	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t	— t
(今後実施する予定の取組)				
—				

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	—	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t	— t
	(これまでに実施した取組)			
—				
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	—	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)			
—				

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	がれき類	金属くず	廃プラスチック類	木くず	ガラス・コンクリート陶磁器くず	紙くず	建設混合廃棄物	
	全処理委託量	1571.60 t	1.95 t	20.04 t	126.41 t	21.80 t	2.36 t	6.37 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	— t	— t	— t	— t	— t	— t	— t	t
	再生利用業者への処理委託量	1569.87 t	1.91 t	20.04 t	126.01 t	0.07 t	2.36 t	6.37 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t	— t	— t	— t	— t	— t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t	— t	— t	— t	— t	— t	t
	(これまでに実施した取組)								
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がれき類, 金属くず, 木くず, ガラス・コンクリート・陶磁器くずについては一部管理型及び安定型埋立処分場に処理委託した。</li> <li>・その他の廃棄物については全数再生利用業者へ中間処理委託した。</li> </ul>								

【目標】								
産業廃棄物の種類	がれき類	金属くず	廃プラスチック類	木くず	ガラス・コンクリート 陶磁器くず	紙くず	建設混合 廃棄物	
全処理委託量	600 t	1 t	16 t	110 t	20 t	1 t	2 t	t
優良認定処理業者 への処理委託量	— t	— t	— t	— t	— t	— t	— t	t
再生利用業者 への処理委託量	600 t	1 t	16 t	110 t	20 t	1 t	2 t	t
認定熱回収業者 への処理委託量	— t	— t	— t	— t	— t	— t	— t	t
認定熱回収業者 以外の熱回収を 行う業者への 処理委託量	— t	— t	— t	— t	— t	— t	— t	t
(今後実施する予定の取組)								
<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての廃棄物について、極力再生利用業者へ中間処理委託するよう努める。 やむを得ない場合は安定型最終処分場に埋立処理を委託する。</li> </ul>								
※事務処理欄								

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。